令和7年度（公財）高岡市勤労者福祉サービスセンター事業計画

自　　令和７年４月　１日
至　　令和８年３月３１日

Ⅰ 基本方針

当財団は、平成7年に市内の事業所に勤務する皆様の福祉向上を図るとともに、地元企業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的に設立され、関係各位のご支援･ご協力のもと、今年10月に30周年を迎えることとなりました。

今後は、既存の需要が高い事業に加え、会員の皆様に魅力的な新たなサービスを提供し、会員ニーズに応じたサービス向上を図ります。また、管理運営費の削減と効率的な運営を目指し、収支バランスの取れた運営を推進します。

会員数は減少傾向にありますが、維持・拡大できるよう事務局職員一丸となって事業の一層の充実を図り、地域の中小企業支援と勤労者福祉の向上に取り組んでまいります。

Ⅱ 主要課題

１ ３０周年記念事業について

当財団は、令和7年10月1日にセンター設立30周年を迎えます。この節目を祝して、通年実施の事業に加え、会員への感謝を込めた「30周年記念」という名称の特別な事業を実施いたします。

２ 制度の普及推進と会員拡大について

商工会議所会報へのチラシ折込を継続するとともに、業種を絞った会員募集資料のポスティングを行い、制度の周知と普及を図りながら会員の拡大に努めてまいります。また、現在欠員となっている普及推進員1名の再配置を検討いたします。

３ 高岡市勤労者余暇活用センターの運営について

昨今のエネルギーコストの高騰や諸物価の上昇などの影響により、運営コストが増大している一方で、施設運営を支えていただいている自主事業の講師への待遇改善を図ります。財源としては、自主事業の参加者負担金を一律1,000円値上げし、その分を講師謝礼に充当するほか、一部施設の修繕費などにも活用し、利用環境の充実を図るとともに、利用者の皆様にも還元していきます。

Ⅲ 事業内容

１ 勤労者等の生活の安定及び財産形成に係る事業【定款第4条第1号･第4号（公益事業）】

（１）講座の開催

勤労者等の日常及び将来にわたっての生活設計、財産の運用計画など、生涯にわたる生活の安定に寄与する講座を行う。

（２）生活資金融資斡旋事業

勤労者等の臨時的な資金需要に応え、生活の安定を図るために、高岡市の「勤労者小口資金融資制度」及び富山県勤労者生活資金融資（共に委託先：北陸労働金庫）の低利融資制度の紹介を行う。

（３）財産形成支援事業

安定した老後生活の実現のために、「中小企業退職金共済制度」の普及･啓発を行う。

２ 勤労者等の健康の維持増進に係る事業【定款第4条第2号（公益事業）】

（１）講座の開催

勤労者等の健康の維持増進を目的とした講座を行う。

（２）健康診断支援事業

疾患の早期発見･早期治療に欠かせない人間ドックの受検を奨励するために、会員の受検費用の一部助成を行う。

（３）健康維持増進事業

勤労者等の健康の維持増進を奨励するために、スポーツ施設の利用助成を行う。また、疾病予防及び健康管理の一環として、健康管理用品等の割引斡旋や一部助成を行う。

３ 勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業【定款第4条第3号（公益事業）】

（１）講習会等の開催

勤労者等の自己啓発活動促進のために、知識の習得やスキルの向上を目指すための講習会を行う。

（２）文化施設利用助成事業

勤労者等の自己啓発活動を奨励するため、文化施設の利用助成を行う。また、美術館で開催される企画展チケットの割引斡旋を行う。

（３）余暇施設利用助成事業

勤労者等の余暇活動の充実を図るため、テーマパーク、入浴施設、動物園、提携している宿泊施設等の利用助成を行う。

（４）各種チケットの割引斡旋事業

勤労者等が購入する映画観賞券やスーパー銭湯の入場券、近隣のホテルのグルメチケット、コンサート、演劇等のチケットの割引斡旋を行う。

（５）レクリエーション事業

勤労者等の家族や職場仲間等との交流を促すために、日帰りバスツアーなどの各種レクリエーション等を行う。

４ 勤労者等の給付に係る事業【定款第4条第5号（共益事業）】

（１）慶弔給付事業

正会員に対し、別表第１の給付事由について該当した場合、給付金を支給する。

５ その他この法人の目的を達成するために必要な事業【定款第4条第6号】

（１）高岡市勤労者余暇活用センターの管理運営に関する事業（収益事業）

指定管理者として、充実した事業の実施と適切かつ効率的な管理運営を行う。

（２）情報提供に関する事業（公益事業）

サービスセンターニュースを年４回発行するほか、ホームページの運営を通して、レクリエーション主催事業等の開催状況をはじめセンターの実施サービスについての案内・周知を図る。

令和７年度　主催事業

○ 定款第４条第１号･２号･３号･４号（公益事業）

会報誌（春号）掲載

講座・教室名	募集
ハイドロカルチャー教室	40名
おはぎ･おこわ作り教室(2回)	各36名
筋膜リリースストレッチ教室	17名
手作りパン教室	36名
京都 春の旅	最大92名

会報誌（夏号）掲載

講座・教室名	募集
漆器体験教室(2回)	各30名
終活の相続対策セミナー	25名
親子創作教室	35名
フランス料理教室	36名
上高地の旅	最大92名

会報誌（秋号）掲載

講座・教室名	募集
キャセロールの料理教室	36名
クリスマスケーキ作り教室(2回)	各36名
かぶら寿し教室(4回)	各36名
しめ飾り作り教室	40名
京都 秋の旅	最大92名

会報誌（冬号）掲載

講座・教室名	募集
おはぎ･おこわ作り教室(2回)	各36名
キムチ作り教室(2回)	各36名
パワーストーン教室	30名
吹きガラス体験教室(2回)	各25名
能登かきツアー	最大92名

○ 定款第４条第６号（収益事業・高岡市勤労者余暇活用センターの管理運営に関する事業）

講座・教室名　（ ）は開催曜日	実施期間	募集
リフレッシュヨガ教室(火曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
簡単ストレッチ＆フットマッサージ教室(火曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各18名
脂肪燃焼ピラティス教室(火曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各18名
セルフ整体教室(火曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各20名
自彊術教室(火曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各18名
脳トレすこやか体操教室(火曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各20名
やさしいピラティス教室(水曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各17名
健康リズム体操教室(水曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各40名
マットピラティス教室(水曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
からだ改善ストレッチ体操教室(水曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
姿勢改善ストレッチ教室(水曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各17名
健康ヨガ教室(木曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
ひざ・腰ストレッチ体操教室/午前の部(木曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各18名
ひざ・腰ストレッチ体操教室/午後の部(木曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
筋膜リリースストレッチ教室(木曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
マットピラティス教室(木曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各17名
脂肪燃焼エアロ教室(木曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各18名
ウォーキング･健康リズム体操教室(金曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各40名
ストレッチ･健康リズム体操教室(金曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各40名
ひざ・腰ストレッチ体操教室(金曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
セルフ整体教室(金曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
からだ改善ヨガ教室(金曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各22名
かんたんエアロビ教室(金曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各18名
やさしいヨガ教室(金曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各14名
太極拳教室(土曜)	3ヶ月×4講座［通年］	各40名
バドミントン教室(火曜)	10回×2講座	各20名
バドミントン教室(木曜)	10回×2講座	各20名
ゆったりエアロ教室(木曜)	10回×1講座	20名
簡単ハンドメイド教室(木曜)	1回×1講座	20名

※上記の教室・講座・旅行の内容等は、会報誌･広報掲載時に変更する場合があります。

別表第１　公益財団法人高岡市勤労者福祉サービスセンター慶弔給付明細表

○ 定款第４条第５号（共益事業）

給付項目			給付条件	給付金額	給付金額の内訳 共済保険金	給付金額の内訳 独自給付
お祝い	勤続祝金	１０年	会員の同一事業所に10年勤務したとき	8,000円	8,000円	
		１５年	会員の同一事業所に15年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		２０年	会員の同一事業所に20年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		２５年	会員の同一事業所に25年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		３０年	会員の同一事業所に30年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		３５年	会員の同一事業所に35年勤務したとき	10,000円	10,000円	
		４０年	会員の同一事業所に40年勤務したとき	10,000円	10,000円	
	結婚祝金		会員が結婚したとき	10,000円		10,000円
	結婚記念祝金	銀婚祝	会員が結婚満25年目に達したとき	5,000円	5,000円	
		金婚祝	会員が結婚満50年目に達したとき	10,000円	10,000円	
	出生祝金		会員又は会員の配偶者が出産したとき	10,000円		10,000円
	入学祝金	小学校	会員の子供が小学校に入学したとき	10,000円		10,000円
		中学校	会員の子供が中学校に入学したとき	10,000円		10,000円
	還暦祝金		会員が満60歳に達したとき	10,000円	10,000円	
お悔やみ	死亡弔慰金	会　員(65歳未満・疾病死亡)	会員が死亡した場合	50,000円	50,000円	
		会　員(65歳以上・疾病死亡)		50,000円	25,000円	25,000円
		会　員(不慮の事故死亡)	会員が不慮の事故で死亡した場合	50,000円	50,000円	
		会　員(自殺による死亡)	会員が自殺により死亡した場合	50,000円		50,000円
		配偶者	会員の配偶者が死亡した場合	20,000円	20,000円	
		子　供	会員の子供が死亡した場合	10,000円	10,000円	
		親	会員の親（義父母も含む）が死亡した場合	10,000円	10,000円	
		住宅災害による同居親族の死亡	住宅災害により、会員と同居する会員の配偶者、又は6親等内の血族、もしくは3親等内の姻族が死亡したとき	10,000円	10,000円	
お見舞い	傷病休業保険金		会員が14日以上の休業をした場合	10,000円	10,000円	
	重度障害後遺障害保険金	65歳未満(疾病による重度障害)	会員が「後遺障害等級表」に規定する第1級、第2級、第3級の2･3･4のいずれかの後遺障害の症状に固定したとき	50,000円	50,000円	
		65歳以上(疾病による重度障害)		25,000円	25,000円	
		不慮の事故による重度障害・後遺障害	会員が「後遺障害等級表」に規定する第1級～第14級のいずれかの後遺障害の症状に固定したとき	5,000～50,000円	2,000～50,000円	共済保険金額が5,000円未満の場合に5,000円までの差額を独自給付
	住宅災害保険金	住宅火災等(火災、落雷、破裂･爆発等)	損害の程度が 50%以上のとき　100,000円 30%以上50%未満　70,000円 20%以上30%未満　50,000円 20%未満　20,000円	20,000～100,000円	20,000～100,000円	
		住宅自然災害(台風、洪水、降雪、地震等)	損害の程度が 70%以上　30,000円 20%以上70%未満　15,000円 20%未満　5,000円 床上浸水　6,000円	5,000～30,000円	3,000～30,000円	共済保険金額が5,000円未満の場合に5,000円までの差額を独自給付